

原油等価格高騰対策（詳細版）

平成 20 年 6 月 26 日

原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議

年末より続く未曾有の原油価格高騰が食料、飼料、原材料等価格の高騰と相まって国民生活全体を圧迫し、特に公共輸送機関の乏しい離島等や燃料がコストの多くを占める運送業、漁業において深刻な打撃を与えている。

その対策として、まずは、国際原油市場の安定に向けて、積極的に国際連携を働きかけていくことが必要であり、洞爺湖サミットに向けて政府として全力を挙げているところである。

また、この問題に対する根本的な対策は、化石燃料への依存を断ち切り、「低位炭素社会」を実現することであり、省エネルギーや再生可能エネルギー開発・導入などへの取り組みを抜本的に強化していくこととしている。

他方、現に高止まっている原油価格による深刻な影響に対応し、様々な業種の産業、特に中小企業に向けた対策や離島をはじめとする地域の生活者へのきめ細かな対策を講じることが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、以下の緊急対策を講ずることとし、今後政府一体となって実施に取り組むこととする。

政府としては、今後とも原油等の価格動向及びその影響を引き続き注視し、状況変化に応じ適切かつ機動的な対応を図ることとする。

1. 国際石油市場の安定化への働きかけ

- **国際社会への働きかけの強化（外務省、経済産業省）**
 - サウジアラビア主催の産油国・消費国閣僚会合等の成果を踏まえ、洞爺湖サミットに向け、原油高への対応に向けた国際協調を積極的に進めていく。（上流（探鉱、開発等）・下流（精製等）投資の拡大、省エネ・再生可能エネルギーの推進、投機資金を含めた石油市場の価格要因分析、市場の透明性増大等）
- **G8北海道洞爺湖サミット（外務省）**
 - 現下の原油価格を巡る状況につき十分な議論を行い、国際社会に対して明確なメッセージを発出する。
- **エネルギー憲章条約分担金（外務省）**
 - 本条約の実施を通じて旧ソ連、中・東欧におけるエネルギー分野の貿易通過・投資の法的枠組みの整備を促進する。
- **国際エネルギー・フォーラム（IEF）常設事務局拠出金（外務省、経済産業省）**

- 世界の主要産油国・消費国の閣僚と国際機関の代表が一堂に会する重要な「産消対話」の場の一層の醸成。「石油データ共同イニシアティブ（JODI）」の整備を促進する。さらに、サウジアラビア主催石油産消国会議で一致を見た上・下流の生産能力、拡大計画を含む JODI 強化の実現、OPEC 及び IEA との石油市場動向・見通し、金融市場の石油価格への影響等に関する共同分析の実施に向け協議を行う。
- **国際エネルギー機関（IEA）分担金（外務省、経済産業省）**
 - 石油供給途絶等緊急時の対応策の整備や、省エネ、代替エネルギー開発・利用促進、非加盟国との協力等について取組む。また、G8 財務大臣会合で一致を見た IMF との実需・金融両面からの原油価格高騰・変動要因、その世界経済への影響に関する分析、サウジアラビア主催石油産消国会議で一致を見た OPEC 及び IEA との石油市場動向・見通し、金融市場の石油価格への影響等に関する共同分析の実施に向け協議を行う。
- **第3回アジア・エネルギー閣僚円卓会議の開催（経済産業省）**
 - 第3回アジア・エネルギー閣僚円卓会議において、昨今の異常な原油価格を背景とした世界とりわけアジアにおけるエネルギー安全保障の強化と国際エネルギー市場の安定化、そして、気候変動問題へのエネルギー側面からの対応に対する対応を検討するため、我が国が主導して、中東を始めとしたアジアの産油国と中・印を始めとしたアジアの消費国の対話強化を図る。
- **国際エネルギー消費効率化等協力基礎事業（経済産業省）**
 - アジア地域を中心とした途上国における、エネルギー有効利用対策を支援するため、関係国の、エネルギー施策、エネルギー消費動向等の把握・分析、エネルギー有効利用方策の調査・提言等を行うとともに、同分野にかかる専門家派遣、研修生受入等を通じた協力を行う。
- **国際エネルギー消費効率化等モデル事業等（経済産業省）**
 - アジア地域等の途上国のエネルギー多消費産業施設等において、我が国で実用化された省エネ技術を活用したモデル事業を実施し、我が国の省エネ技術等を途上国で定着させるとともに、モデル事業後に我が国企業の省エネ機器・設備の普及をビジネスベースで図る。
- **国際原子力機関（IAEA）分担金・拠出金（外務省、文部科学省、経済産業省）**
 - 原子力の平和的利用の促進と軍事的利用への転用防止を目的とする国際原子力機関（IAEA）の活動への支援を行う。
- **経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）拠出金（文部科学省、経済産業省）**
 - 原子力の平和的利用に必要な科学的・技術的な基盤を整備し発展させることを目的とする経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）の活動への

支援を行う。

- **国際原子力協力の推進（外務省、文部科学省、経済産業省）**
 - 核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保を大前提とした、代替エネルギーとしての原子力平和利用の拡大を可能とするための国際協力を推進する。
- **中国における石炭火力CO₂回収による石油回収率向上事業（経済産業省）**
 - 中国において、石炭火力発電所からのCO₂の回収・貯留を通じて、石油回収率向上の実証研究を実施する。
- **豪州における石炭火力CO₂分離・地下貯蔵共同実証試験（経済産業省）**
 - APP（クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ）の主要プロジェクトとして承認されている、日豪共同の石炭火力発電所から排出されるCO₂の分離・地下貯蔵実証試験を実施する。
- **石炭火力発電からのCO₂分離・回収・貯留プロジェクト（経済産業省）**
 - 石炭火力発電から排出されるCO₂を分離・回収、輸送、貯留（CCS）までのトータルシステムのフェージビリティスタディを実施する。
- **中国等における石炭火力効率化の設備診断・研修事業（経済産業省）**
 - 石炭火力発電所の設備診断、電力分野等のクリーン・コール・テクノロジー移転研修を実施する。

2. 中小企業対策

- **セーフティネット保証の対象業種の延長・拡大（経済産業省、財務省）**
 - セーフティネット保証の対象業種について平成20年7月1日付で、指定業種の大半を継続指定するとともに、舗装工事業、綿・スフ・麻織物機械染色業等を対象業種として追加指定する（159 170業種に）。
- **セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の融資限度額の別枠・倍増化・元本返済据置期間の延長（経済産業省、財務省、内閣府）**
 - 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等によるセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の融資限度額の別枠・倍増化、元本返済据置期間の延長を図る（平成21年3月31日まで）。商工中金についても、元本返済据置期間の延長など、セーフティネット貸付の強化を図る。
- **金融円滑化ホットラインの一層の周知（金融庁）**
 - 民間金融機関の融資に関する中小企業の声を積極的に収集し、中小企業の金融実態の監視を強化するため、中小企業に対し、金融円滑化ホットラインの一層の周知と情報提供の呼びかけを行う。
- **国民生活金融公庫等の第三者保証人等を不要とする融資の融資限度額の拡大（財務省、経済産業省、内閣府）**
 - 国民生活金融公庫等の第三者保証人不要制度の融資限度額を、2,00

0万円からセーフティネット融資等の融資限度額である4,800万円に引き上げた。(平成20年2月25日より)

- **中小企業金融の円滑化についての要請(金融庁)**
 - 原油価格高騰の深刻な状況に鑑み、民間金融機関による中小企業に対する金融の一層の円滑化を図るため、各金融関係団体に対し、中小企業向けの資金供給の円滑化を傘下金融機関に周知徹底するよう、文書により要請を行う。
- **下請かけこみ寺の周知(経済産業省)**
 - 平成20年4月に全国47都道府県に開設した「下請かけこみ寺」のパンフレットを100万部印刷し、配布するなど、下請かけこみ寺の周知を図る。
- **下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及(経済産業省、国土交通省)**
 - 原油価格や原材料価格の高騰により上昇した価格を適正に転嫁(トラック燃料サーチャージ制度の導入を含む)するなど、下請適正取引等を推進するため、下請ガイドラインの説明会を全国で開催し、また、フォローアップを行うことで、その普及を図る。
- **下請法・独占禁止法の厳格な運用(公正取引委員会、経済産業省)**
 - 買ったとき等の下請法違反行為に対して、下請法に基づく検査を積極的に実施し、厳正に対処する。荷主による独占禁止法(物流特殊指定)違反行為への監視強化のため、物流事業者約3万社を対象とした特別の調査を実施し、独占禁止法上の問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処する。
- **政府系金融機関における特別相談窓口の設置等の周知・徹底(経済産業省、財務省、内閣府)**
 - 原油高騰対策特別相談窓口を設置した。(平成17年9月)
 - 平成19年11月に配慮要請を発出した。
 - 各機関のホームページ等で引き続き周知する。

3. 業種別対策

(1) 漁業

- **水産業燃油高騰緊急対策基金事業の抜本的な見直し(農林水産省)**
 - 省エネルギー型漁業への転換に向けた漁業活動の抜本的な見直し等による燃油消費量削減の取組に、漁業者が取り組みやすい支援形態を追加しつつ、上半期を集中的取組期間として緊急に実施する。さらに、必要に応じ、本事業の拡充等を実施することを検討する。
- **漁船漁業構造改革総合対策事業の抜本的な見直し(農林水産省)**

- 漁業者及び地域が一体となって、漁獲から出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する漁船漁業改革推進集中プロジェクトを抜本的に見直し、漁業者が取り組みやすい支援形態を追加するとともに、必要に応じ、本事業の拡充等を実施することを検討する。
- **資源回復等推進支援事業の拡充（農林水産省）**
 - 緊急に資源の回復を図る必要がある魚種等について、漁獲努力量削減のための減船、休漁等に必要な経費を支援する。
- **省エネルギー技術導入促進事業の推進（農林水産省）**
 - 漁業者等が行う省エネルギー技術の開発・実証・普及への取組等を支援する。
- **国産水産物安定供給推進事業の拡充（農林水産省）**
 - 漁業者団体が水産物の需給・価格の安定対策として行う国産水産物の買取り・保管事業を事業規模を拡大して実施する。
- **水産物流通構造改革事業の推進（農林水産省）**
 - 消費者ニーズに即した水産物の供給を実現するため、漁協等が行う新たな販路の開拓、新商品の開発等を支援する。
- **省エネ設備・機器の導入促進（経済産業省、農林水産省）**
 - 漁船用高効率エンジン等の省エネ効果が高いと認められる設備・機器の導入に対する支援を行う。

（２）農林業

- **強い農業づくり交付金（農林水産省）**
 - 産地の競争力強化のために必要な施設、機械の導入に対する補助金を都道府県に交付する。さらに、補助対象の拡充等により、ハウス多層化等、省エネ効果の高い機械・設備の導入支援を強化することを検討する。
- **省石油型施設園芸技術導入推進事業（農林水産省）**
 - 木質バイオマス利用加温設備、ハイブリッド加温設備等のモデル導入の支援を拡充することを検討する。
- **畜産・酪農における追加緊急対策（農林水産省）**
 - 飼料価格の高騰に対応して、異常補てんの発動基準の引き下げや通常補てんに対する長期無利子貸付により、配合飼料価格安定制度の安定運用を図るとともに、加工原料乳生産者補給金単価等の政策価格の期中改定や畜種ごとにきめ細かな経営安定対策を実施する。
- **肥料コストの低減に向けた取組（農林水産省）**
 - たい肥や土壌に蓄積する肥料成分を活用した、化学肥料の節減に関する通知を發出して普及指導を進めるほか、生産者団体等と連携して、実証試験等を基に、低価格な低成分肥料の利用を促進する。

- **施肥体系緊急転換対策（農林水産省）**
 - 化学肥料の高騰に対応して、肥料コストを抑えた施肥体系への転換を進めるため、土壌診断を基に効率的な使用や低利用資源の活用等により施肥量を節減するモデル的な施肥体系の導入実証や体制整備等を緊急的に支援することを検討する。
- **森林・林業・木材産業づくり交付金（農林水産省）**
 - 未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして活用するための、チップ・ペレット等の生産・流通体制の整備、バイオマス発電施設、公共施設等のボイラー等の整備を実施する。さらに、原油高騰等に対応して化石燃料から木質バイオマスエネルギーへの転換を進めるため、支援の拡充を検討する。
- **地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業（農林水産省）**
 - 地域で生産されたバイオディーゼル燃料（BDF）を農業機械に継続的かつ安定的に利用する地産地消型のBDF利用モデルを確立する。
- **ソフトセルロース利活用技術確立事業（農林水産省）**
 - 食料と競合しない稲わら等のソフトセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立する。
- **省エネ型農業機械の開発促進（農林水産省）**
 - 省エネ型農業機械の早期実用化に向けた開発を推進する。
- **木質資源利用拡大技術高度化支援事業（農林水産省）**
 - ボイラー等の利用機器の低コスト化や効率化等のために行う試作品の製作、試用（モニター調査等）・改良等に対し支援する。
- **木材産業の構造改革を推進する事業のうち木材産業体質強化促進事業（農林水産省）**
 - 木材産業の体質強化を図るため、加工・流通の合理化等に資する設備（木くず焚きボイラー等）の導入等に要する借入金に対して、利子助成を行うための資金を造成する。
- **木材産業の構造改革を推進する事業のうち木材供給高度化設備リース促進事業（農林水産省）**
 - 木材供給の高度化等に要する機械設備（木くず焚きボイラー等）をリースにより導入する場合の支援を強化することを検討する。
- **関係金融機関への要請（農林水産省）**
 - 農林漁業金融公庫及び農協系統金融機関に対して、原油価格の高騰に伴う経営への影響に関し、資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等の返済条件の緩和に配慮するよう要請する（実際の要請は関係省庁と要調

整)。

- **農林漁業セーフティネット資金（農林水産省）**
 - 燃油の高騰に対応し、農林漁業セーフティネット資金を融通する。また、農林漁業金融公庫資金の返済条件の緩和等についての相談に対応する窓口を農林漁業金融公庫の本店及び全支店に設置する。
- **省エネ設備・機器の導入促進（経済産業省・農林水産省）**
 - 園芸用ヒートポンプ等の省エネ効果が高いと認められる設備・機器の導入に対する支援を行う。

（3）運輸業

- **安定的な物流コストの確保などを図るため、原油高騰を踏まえた効果的な高速道路料金の引下げを検討する（国土交通省）**
 - 原油高騰対策としての夜間料金の引下げと現在実施中の政策課題に対応した料金割引を着実に実施する。
 - 時間帯の拡大など原油高騰をふまえた各種高速道路料金の引下げを検討する。
 - 各高速道路会社で実施している企画割引を拡充する。
- **トラック輸送における燃料サーチャージ制の導入促進（国土交通省）**
 - トラック運送業においては、2月20日に取りまとめられた「年度末に向けた中小企業対策について」（関係閣僚申合せ）に基づき、3月4日に国土交通省が公正取引委員会と連名で「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」を作成し、国土交通省において以下の施策を推進しているところ。
 - 3月14日に作成した「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の周知を行うため、適正取引相談窓口（燃料サーチャージ制導入推進事務局）を全ての運輸支局等に設置し、全国の地方トラック協会・支部に対し、現時点で延べ150回を超えるガイドラインの説明会を開催しているところ。
 - 国土交通審議官、自動車交通局長、地方運輸局長はじめ、国土交通省幹部が経済・荷主団体等に対して、国土交通大臣から各団体の長宛ての文書により燃料サーチャージ制の導入促進及び下請・荷主適正取引の推進について協力要請を実施しているところ。（日本経団連、日本商工会議所、中央の荷主団体（経済産業省及び農林水産省所管団体を含む）72、地方の荷主団体等約200）
 - 中央において、学識経験者、荷主企業、トラック運送業者、行政等をメンバーとするトラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を5月28

日に設置・開催したところであり、今後は、地方運輸局を通じて全国的な展開を図ることにより、燃料サーチャージ制の導入を含めた荷主と運送事業者の協働による適正取引を推進するとともに、輸送効率向上のための取組を推進する。

- 燃料サーチャージ制については、業界最大手の日本通運(株)や地域を代表するトラック運送事業者である日本ロジテム(株)、王子運送(株)、札幌通運(株)、三八五流通(株)などにおいて既に導入がなされており、ヤマト運輸(株)ほか大手事業者各社においても早期導入に向けて、具体的なサーチャージ案を作成しているところ。

- **低公害車普及促進対策費補助事業(国土交通省)**

- 大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題、地球温暖化対策、及びエネルギー対策(原油高騰対策)として、バス、トラック事業者を中心に、CNGバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進する。

- **省エネ設備・機器の導入促進(経済産業省・国土交通省)**

- EMS(エコドライブ管理システム)等の省エネ効果の高い省エネ設備・機器の導入に対する支援を行う。

- **環境にやさしく経済的な次世代内航船舶(スーパーエコシップ〔SES〕)の普及支援(国土交通省)**

- 鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用して環境にやさしく経済的な船舶(スーパーエコシップ〔SES〕)を建造する場合において、船舶使用料の軽減を行い、その普及支援を図る。

- **次世代低公害車開発・実用化促進事業(国土交通省)**

- 運輸エネルギーの次世代化を図りつつ、大都市を中心とした厳しい大気汚染問題を抜本的に解決するとともに、地球温暖化対策として、「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」の実現に資することを目的として、新燃料を利用するなど石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、試作車両の実使用条件下における走行評価を実施し、実用性の向上を図る。

- **トラック運送業燃料費高騰対策推進事業(仮称)(国土交通省)**

- 軽油価格高騰により深刻な影響を受けている中小トラック運送業者に対する総合的な支援を推進する。

- **セーフティネット保証への業種指定の延長(国土交通省)**

- 燃料油価格高騰で悪化する資金繰り対策として、中小企業信用保険法に基づき、金融機関からの融資時の保証額が拡大されるセーフティネット保証に、内航海運業を平成20年7月1日付で継続指定。(平成20年4月1日付で追加指定)

- **相談窓口の設置（国土交通省）**

- 燃料油価格の高騰下においても、適正な取引が確保されるよう、内航海運業に係る相談窓口を、地方運輸局、運輸支局等全国51箇所に設置（平成20年1月）し、約3千の事業者にとりまての実態のアンケートを実施中。

- **海洋環境イニシアティブ（国土交通省）**

- 現在、京都議定書の適用対象外とされている国際海運からのCO2排出削減（海運の省エネルギー化）を実現するための「海洋環境技術の開発」、当該技術開発の成果の普及を通じて温暖化対策と産業競争力の強化を目指す「条約基準化における国際的イニシアティブの発揮」等の総合的施策（海洋環境イニシアティブ）を推進する。

（4）建設業

- **単品スライド条項の適用等（国土交通省）**

- 国土交通省直轄工事においては、最近の建設資材価格の高騰に対応すべく、工事請負契約書第25条第5項「単品スライド条項」に関する具体的な運用を定め、本条項を発動することとした。
- 国土交通省直轄事業において適用された単品スライド条項について、地方公共団体においても同様の考え方に基づく対応が行われるよう周知。また、業界団体に対し、単品スライド条項が適用された場合に元請業者から下請業者に下請代金が適切に支払われるよう周知する。

- **公共工事の品質確保対策（国土交通省）**

- 平成20年3月28日、関係省庁においてとりまとめた「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」に基づき以下の措置を実施。
- 地方公共団体において価格と品質が総合的に優れた調達を推進するため、総合評価方式の導入目標設定とその公表を促進。また、低入札価格調査制度等の活用、予定価格の事後公表への移行の促進、国で見直した低入札価格調査基準価格についての周知を実施。また、予定価格の作成に当たって、市場の実勢等を踏まえた積算を行うよう要請する。
- 地方公共団体における総合評価方式の一層の導入・拡充へ向けて、特別簡易型総合評価マニュアルの活用の促進、総合評価導入団体に対する技術面・費用面の支援を実施する。

- **元請・下請の取引関係の適正化を図るため、建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底、下請契約及び下請代金支払の適正化等に関する周知（国土交通省）**

- 建設工事における元請・下請関係適正化を図るため、昨年6月に策定した「建設業法令遵守ガイドライン」を建設業関係団体の研修会等を通じて、周知・徹底を図る。また、下請契約及び下請代金の支払の適正化を

図るため、建設業関係団体に通知を発出する。(国土交通省)

(5) 生活衛生関係営業

- **原油等の価格上昇分の転嫁に関する周知(厚生労働省)**
 - クリーニング業における原油等の価格上昇分の転嫁等について利用者に説明するポスターを作成する。
- **生活衛生セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の融資限度額の別枠・倍増化・元本返済据置期間の延長(財務省、厚生労働省、内閣府)**
 - 国民生活金融公庫等による生活衛生セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の融資限度額の別枠・倍増化、元本返済据置期間の延長を図る(平成21年3月31日まで)。
- **国民生活金融公庫等における特別相談窓口の設置等の周知・徹底(財務省、厚生労働省、内閣府)**
 - 原油高騰対策特別相談窓口を設置した(平成17年9月)。
 - 平成19年11月に配慮要請を発出した。
 - 公庫のホームページ等で引き続き周知する。

(6) 石油販売業

- **特別利子補給制度(経済産業省)**
 - 販売量の減少により、事業の継続に支障を来す可能性がある石油販売業者を支援するため、運転資金の借入に対して利子補給を実施。休業等のやむを得ない事情により販売数量が増加している場合を考慮する方向で拡充する。
- **特別信用保証制度(経済産業省)**
 - 原油高による仕入価格高騰等により、資金繰りの悪化した石油販売業者を支援するため、運転資金の借入に対して、保証条件を緩和した信用保証を実施。平成20年4月14日からは、保証の借入限度額を2000万円から最大7000万円まで一時的に拡充する。

4. 離島など地方対策、国民生活への支援

(1) 離島

- **離島航路の維持・改善(国土交通省)**
 - 離島住民の通勤、通学、通院その他日常生活を支える重要な手段である離島航路の維持・改善を図るため、離島航路事業者に必要な補助金を交付。併せて、厳しい状況にある離島航路の維持方策を見直すため、本年1月に設置した「離島航路補助制度改善検討会」(本年7月中に取りまとめ予定)の検討成果を踏まえ、総合的かつ効果的な離島航路の活性

化・再生を図る。

- **石油製品流通効率化支援事業（経済産業省）**

- 運送コストが通常と比較して過大な離島等の条件不利地域において、流通合理化によりコストの低減を図るため、石油関連事業者、自治体等の関係者間での検討及び合意形成を促すための調査、油槽所タンク、ローリー配送の共同化等、流通合理化に向けた設備投資等に対する支援を検討する。

- **離島航路運航高度化実証調査事業（国土交通省）**

- 燃料油価格の高騰等により急速に運営状況が悪化している離島航路について、燃料費等の経費削減やその他経営体質の強化に大きな効果を発揮する取り組みを実施・検証する。

- **港湾・道路等のインフラ整備（国土交通省）**

（港湾）

- 船舶の大型化や船舶の就航率の向上等により、効率的・安定的な輸送を確保し、燃料輸送費の低減に資するため、離島港湾の防波堤、航路、係留施設等の整備を推進する。
- 陸上輸送から海上輸送への転換によりエネルギー消費の低減を図るため、RoRo 船・フェリーが利用する岸壁、航路、防波堤等の整備を推進する。

（道路）

- 離島地域における、離島内道路整備を推進する。

- **離島航空路維持対策（国土交通省）**

- 離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に重要な役割を果たしており、地域的な航空ネットワークの維持及び活性化を図る観点から、離島航空路線に就航する航空会社に対し、離島航空路線の運航に係る費用等を補助する。
- 離島路線に就航する小型機（最大離陸重量70t未満）に係る固定資産税の軽減措置を実施する（通常の1/4～2/3）。
- 離島・通勤路線を含めた地方航空路線の活性化策を、早急に検討する。

- **石油関連事業者への自主的な取組への検討要請（経済産業省）**

- 石油関連事業者に対して、本土と離島におけるコスト差解消に向けた自主的な取組の検討を要請する。

- **地方自治体の自主的な取組に対する特別交付税措置（総務省）**

- 離島航路の維持等に係る地方自治体の負担のほか、離島など地方の生活者支援に対して、地方自治体がきめ細かく実施する対策への財政支援を行う。

(2) 地方バス路線

● 地方バス路線維持対策事業（国土交通省）

- 過疎化等による輸送人員の減少により、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線として必要な、地域の広域的・幹線的なバス路線の維持・確保に係る費用の一部を補助する。
- 広域的・幹線的な地方のバス路線の運行により生じた欠損及び当該路線を運行する車両の購入費等に対し、都道府県と協調して補助を実施する。

(3) 国民生活への支援

● 地方自治体の自主的な取組に対する特別交付税措置（総務省）

- 以下をはじめ地方自治体がきめ細かく実施する対策への財政支援を行う。
 - ・ 生活困窮者に対する灯油等の購入費の助成
 - ・ 社会福祉法人等に対する福祉ガソリン支援
 - ・ 学校給食に係る保護者負担の軽減
 - ・ 福祉施設・公衆浴場に対する助成

(4) 石油製品の価格監視等

● 石油製品等の価格動向の監視（経済産業省）

- 石油製品等の価格や需給動向をきめ細かく監視する。

● 石油製品の流通に係る競争制限的行為に対する監視及び厳正な対処（公正取引委員会）

- 石油製品の流通に係る競争制限的行為を監視し、独占禁止法上問題のある行為が認められた場合には、厳正に対処する。

● 石油元売り会社に対する要請（経済産業省）

- 石油元売り会社に対し、石油製品の需要予測を踏まえた在庫水準を確保するなど、安定的な石油製品供給体制の確保、便乗値上げの防止等を引き続き要請する。

● 原油価格等の高騰が生活関連物資の価格等に与える影響に関する調査（内閣府）

- 国民生活モニター調査を活用して、昨今の原油価格や穀物価格の上昇が、生活関連物資の価格や消費者行動に与える影響を調査する。

5. 省エネルギー・新エネルギー等構造転換対策

● 省エネ設備・機器の導入促進（経済産業省）

- 構造的な燃料費節減には、省エネ設備・機器の導入が効果的である。関係省庁（国土交通省、農林水産省等）と連携し、製造業者（高性能工業炉、高性能ボイラー）運送事業者（EMS（エコドライブ管理システム））、農水漁業者（園芸用ヒートポンプ、漁船用高効率エンジン）等の省エネ効果が高いと認められる設備・機器の導入に対する支援を行う。
- **省エネ住宅・ビルに対する支援（経済産業省）**
 - 家庭やオフィス等における省エネ取組を一層推進するため、断熱工事、省エネ機器、太陽光発電設備等の導入に対する支援を行う。
- **自動車の燃料転換（経済産業省）**
 - ハイブリッド車、電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車といったクリーンエネルギー自動車の導入促進を図るための補助事業を実施する。
- **中小企業に対する更なる省エネ対策の情報提供等経営面からの原油高対策支援の促進（経済産業省）**
 - 中小企業は、今般の原油高騰を受けて省エネ等の経営改善をしたくとも自社に必要な情報を適時適切に得ることが困難な面がある。こうしたことから、省エネ対策等に積極的に取組む意向のある中小企業に対して、先般全国に316カ所創設した地域力連携拠点等を通じ、エネルギー管理士等の専門家を紹介するなど、地域の中小企業に対して省エネルギー診断や必要な情報提供等を行う。
- **太陽光発電の改良、効率向上（経済産業省）**
 - 変換効率 40%を超える高効率の革新型太陽光発電に係る技術開発等を実施する。
 - 色素増感太陽電池や有機薄膜太陽電池等、現状技術の延長線上にない太陽電池の要素技術の技術開発を実施する。
- **太陽光発電の普及拡大（経済産業省）**
 - 6月9日の福田総理演説において示された、2020年に現状の10倍、2030年までに現状の40倍という太陽光発電の導入水準を達成すべく、自治体や事業者に対する導入補助等を実施する。具体的には、先進的な新エネルギー導入事業を行う事業者に対し、事業費を補助する事業、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な新エネルギー導入等の取組に対して、導入事業費の一部等を補助する事業、新技術等を用いた太陽光発電システムを試験的に導入し、その有効性を検証する事業を実施する。これらの事業により、電気事業者によるメガソーラーの全国的展開への支援を含め、産業、公共分野を中心とした太陽光発電の普及促進を図る。
 - 自然変動電源である太陽光発電について、大規模な設備を系統連系する際の、配電系統の電力品質への悪影響を回避する制御技術を確立し、大

規模太陽光発電の普及基盤を構築するための実証研究を実施する。

- **風力発電の拡大（経済産業省）**
 - 本年3月に策定された長期需給見通しにおいて最大導入ケースとして示された2005年度約100万KWから2020年度約500万KW（原油換算200万kl）への導入拡大を図るため、風力発電の設置及び蓄電池併設に係る資金支援を行う。
- **バイオマスの活用（経済産業省）**
 - バイオマスについて、食糧・飼料と競合しない草木系のセルロース系原料から、より低コストで高効率なエネルギー化を可能にする先進的新技術確立のための技術開発等を実施する。
 - バイオマスを活用した新エネルギーの導入を促進するため、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造設備を導入する事業者に対し、その導入に必要な経費を補助する事業を実施する。
 - 地域におけるバイオマスの収集・運搬からエネルギー転換・利用までのプロセスの最適化を図るための地産地消型のモデル構築するとともに、バイオマス燃料の給油所における漏洩対策の確実性の検証やバイオ燃料の製造から流通までのトータルな社会システムの構築を目的とした実証事業を実施する。
- **三種の電池（蓄電池、太陽電池、燃料電池）の開発及び促進（経済産業省）**
 - 太陽光発電・風力発電といった自然変動電源の出力安定化や、電気自動車の本格導入等に必要な蓄電池の大容量化・高寿命化に係る研究開発を行う。また、燃料電池車や定置用燃料電池の普及に向けた技術開発や普及促進に向けた実証事業を実施する。
- **太陽光発電無線送受電技術の研究開発（経済産業省）**
 - 太陽エネルギーの新たな伝送方式として、地上において様々な用途への応用が見込まれ、また、長期的には将来の新エネルギーシステムである宇宙太陽光発電システムの中核的技術として応用可能な太陽光発電無線送受電技術を確立すべく、安全性等を確保しつつ太陽エネルギーを効率よく伝送するための要素技術等について研究開発を行う。
- **高効率石炭ガス化発電におけるCO₂分離・回収技術開発（EAGLE）（経済産業省）**
 - 排出されるCO₂の分離・回収が容易な高効率石炭ガス化火力発電技術及びCO₂分離・回収技術を開発する。
- **業務部門対策技術率先導入補助事業（環境省）**
 - 業務施設の省エネルギー対策（照明、空調等）や石油代替エネルギー利用施設等を率先して導入する地方公共団体や公共サービス・公共事業主体等へ、必要な設備整備費の一部に対し補助する。

- **地域協議会民生用機器導入促進事業（環境省）**
 - 「地球温暖化対策地域協議会」を活用し、高断熱住宅へのリフォームや高効率空調システム等の省エネ機器等やバイオマス燃料燃焼機器等の代エネ機器を地域にまとめて導入する事業に対し、必要な設備整備費の一部に対し補助する。
- **地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）（環境省）**
 - 新省エネルギー対策又は石油代替エネルギーの導入に係る、新たな温暖化対策技術の開発・実用化・導入普及を進めるため、実用化に向けた温暖化対策技術の開発について公募を行い、選定した民間企業等に委託又は補助する。
- **エコ燃料利用促進補助事業（環境省）**
 - エコ燃バイオマス由来燃料の導入促進のため、バイオエタノールやバイオディーゼル燃料(BDF)などのバイオマス由来燃料の製造・利用等に必要設備の整備について、その費用の一部を補助により支援する。
- **エコ燃料実用化地域システム実証事業（環境省）**
 - 地域のバイオマス資源を活用したエコ燃料の生産・利用の拠点づくりを支援するとともに、大都市圏や沖縄等での大規模導入を実現するため、実用化段階に近い規模で、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証する事業に対し支援する。
- **再生可能エネルギー導入加速化事業（環境省）**
 - 地域の特色ある再生可能エネルギー資源を効率的に利用する地域の取組や、地域全体で再生可能エネルギーの大量導入を図るモデル地域を整備する取組、及び、住宅への再生可能エネルギー設備の導入を図る地方公共団体の先進的な取組に対し、補助により支援する。
- **メガワットソーラー共同利用モデル事業（環境省）**
 - 電力の地域での共同利用と太陽光発電システムのイニシャルコストの低減を促進するため、地域での共同利用を前提として1,000?程度太陽光発電システムを設置し、モデル的に育成させる事業に対し定額補助により支援する。
- **原子力発電所の新增設の推進（経済産業省）**
 - 現在計画されている原子力発電所の新增設を、着実に実現させる。
- **原子力発電所に関する新たな検査制度の導入による安全性の充実と結果としての稼働率向上（経済産業省）**
 - 事業者による原子力発電所の保全活動の充実を促すとともに、その実施計画等（原子炉の運転期間を含む）を国が予め厳格に確認する制度の導入により、原子力発電所の安全性をより一層向上させる。
- **核燃料サイクルの推進（プルサーマル、再処理、FBR、高レベル放射性廃**

棄物処分立地等)(文部科学省、経済産業省)

➤ 核燃料サイクルの着実な推進に係る技術開発や立地促進及び原子力発電に係る理解促進事業を行うとともに、高速増殖炉サイクル技術の実証・実用化に向けた技術開発を行う。

● **地震により停止中の柏崎刈羽原子力発電所の万全な安全確認と運転再開(経済産業省)**

➤ 中越沖地震の影響を受けた柏崎刈羽原子力発電所について、現在地震による設備の損傷の有無や、想定を上回る地震動が発生したメカニズム等を確認しているが、引き続き同発電所の安全性を厳格に確認する。

● **次世代軽水炉、高速増殖炉の開発(文部科学省、経済産業省)**

➤ 2030年前後に見込まれる国内外での代替炉の建設需要に備え、高い安全性・経済性等を有し、世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発を行うとともに高速増殖炉サイクル技術の実証・実用化に向けた技術開発を行う。

● **長期的観点からの核融合研究開発(文部科学省)**

➤ ITER計画は、実験炉の建設・運転を通じて、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性を実証する、日、EU、米、露、中、韓、印の7極による国際協力プロジェクトである。また、ITERと並行して、補完的に取り組む幅広いアプローチを、日・EUの国際協力により実施する。

以上